

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領

(平成25年4月18日改定版)

※ 平成25年4月18日の改訂によって変更となった箇所については、
変更箇所に下線を付すとともに、項目名に【NEW】の印を付しています。

○ 表題等

記載事項	記載上の注意
☐ 最終更新日	- 当取引所へ報告書を提出する日（TDnetにおいて登録する日）を記載してください。 - 当該報告書の内容が変更されたことに伴い、当該報告書を更新・再提出する場合は、あわせて最終更新日を修正してください。 - 新規上場申請者は、上場承認日を記載してください。上場承認日以後、更新・再提出する場合は、当該日を記載してください。
☐ 問合せ先	担当部署及び担当部署の電話番号（代表可）を記載してください。
☐ URL	貴社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限り）のURLを記載してください。

(※) 以下の表において各記載事項に付された項目番号は、報告書作成入力フォームの項目番号に対応しています。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

記載事項	記載上の注意
■ 1. 基本的な考え方	- コーポレート・ガバナンスについての会社の取組みに関する基本的な方針（方針の背景事情等を含む）、貴社にとってのコーポレート・ガバナンスの目的などについて具体的にかつ平易に記載してください。 - 貴社にとっての株主その他のステークホルダー（株主、従業員や消費者など、企業を取り巻くあらゆる利害関係者をいいます。）の位置付け、経営監視機能に対する考え方、企業グループ全体における考え方などを記載することが考えられます。 - 当該内容に変更があればその都度修正してください。
■ 2. 資本構成	- 直前事業年度末日現在の状況を基準とします。 - 記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。 - 事業年度末日以外に基準日を設定したことに伴い記載内容に変更が生じた場合の当該内容の修正は任意です。（変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。） - 新規上場申請者は、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」における最近の状況について記載してください。 - 注記がある場合は、「(5) 補足説明」の欄に記載してください。 - 株式所有比率や大株主の比率を算定する際には、分母となる数に自己株式を含めてください。
(1) 外国人株式所有比率	- 発行済株式数のうち、外国の法令に基づいて設立された法人等及び外国国籍を有する個人が保有する株式数の割合をいいます（有価証券報告書における定義に準ずるものとします。）。 - 有価証券報告書様式（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」といいます。）第3号様式等）における「株式等の状況」における「所有者別状況」を参考に記載してください。
(2) 大株主の状況	- 有価証券報告書様式（開示府令第3号様式等）における「株式等の状況」における「大株主の状況」に準じて記載してください。貴社の株式について大量保有報告書が提出されている場合で、貴社の直近の株主名簿の記載内容と相違がある場合には、本項目では株主名簿に基づいて記載を行った上で、大量保有報告書が提出されている旨を「(5) 補足説明」欄に記載してください。 - 所有株式数は上場株式数をベースに記載してください。 - 所有株式数の多い順に10名程度について記載してください。この場合、上位10名に

記載事項	記載上の注意
	自己株式が含まれる場合は、自己株式を除いて記載してください。 - 数字は半角で入力してください。 - 新規上場申請者は、開示府令第2号の4様式に準じて作成した「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」における「株主の状況」から新株予約権等を除いて記載してください。
(3) 支配株主（親会社を除く。）の有無	- 支配株主のうち、親会社に該当しない者（以下、「支配株主（親会社を除く。）」といいます。）を有する場合に、その名称を記載してください。 【支配株主の定義について】 次の①②のいずれかに該当する者がこれにあたります（適時開示等規則第2条第2号g）。 - 親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「財務諸表等規則」といいます。）第8条第3項に規定する親会社をいいます。以下同じ。） - 主要株主で、当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次の③④に掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めている者（①を除きます。） ③ 当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいいます。以下同じ。） ④ 当該主要株主及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。以下同じ。）及び当該会社等の子会社 ※ 支配株主の有無の判断時点は、原則として、直近の状況に基づくものとします（直近の株主名簿が直前事業年度末時点のものであれば、その時点で構いません。）。 ※ 支配株主の有無については、以下の図を参考に判断してください。 親会社を有するか YES → 親会社＝支配株主あり ⇒ 「(4) 親会社の有無」に記載してください。 ↓ NO 親会社以外に主要株主がいるか NO → 支配株主なし ↓ YES 当該主要株主が自己の計算で保有する議決権が過半数であるか YES → 支配株主あり ↓ NO 当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次の(1)(2)に掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めているか (1) 当該主要株主の二親等内の親族 (2) 当該主要株主及び(1)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社 NO → 支配株主なし ↓ YES 支配株主（親会社を除く。）あり (注) 図中、主要株主とは、金商法第163条第1項に規定する主要株主をいいます。

記載事項	記載上の注意
(4) 親会社の有無	- 親会社を有している場合に、その親会社（複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等である場合は、いずれか1社））の名称を記載してください。 「親会社」には、財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定する「その他の関係会社」は含まれませんのでご注意ください。
(5) 補足説明	2.（資本構成）について補足説明をする場合は、記載してください。
■ 3. 企業属性	- 直前事業年度末日現在の状況を基準とします。なお、売上高の記載については以下の「直前事業年度末における（連結）売上高」欄を参照してください。 - 記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。 - 新規上場申請者は、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」における最近の状況について記載してください。
(1) 上場取引所及び市場区分	- 上場取引所の市場区分は、東京が「第一部・第二部・マザーズ」、大阪が「第一部・第二部・JASDAQ」、名古屋が「第一部・第二部・セントレックス」、福岡が「既存市場・Q-B o a r d」、札幌が「既存市場・アンビシャス」となっています。なお、新規上場申請者の場合、上場承認日に市場区分が未定の場合が想定されますので「未定」の区分も別途設けています。 - 新規上場申請者が、上場承認日に市場区分が未定である場合は、当該箇所については「未定」を選択して提出してください。市場区分が確定次第、更新・再提出してください。
(2) 決算期	1～12月より選択してください。
(3) 業種	証券コード協議会の決定による中分類の業種区分（33種）より選択してください。
(4) 直前事業年度末における（連結）従業員数	- 連結財務諸表を作成する会社については連結ベースで記載してください。 - 有価証券報告書様式（開示府令第3号様式等）における「従業員の状況」を参考に記載してください。
(5) 直前事業年度末における（連結）売上高	- 直前事業年度における年間売上高を基準とします。 - 連結財務諸表を作成する会社については連結ベースで記載してください。 - 経営指標として売上高を用いていない会社については、売上高に準じた項目（業種によって、例えば銀行業であれば経常収益、証券業であれば営業収益、保険業であれば正味保険料など）で代替してください。
(6) 直前事業年度末における連結子会社数	連結財務諸表を作成する会社については連結ベースで記載してください。連結子会社が存しない場合は、「10社未満」を選択してください。
■ 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針	- 支配株主を有する会社は、以下に掲げる者と取引を行う場合における、少数株主保護の方策に関する指針を具体的に記載してください。 ① 親会社 ② 支配株主（親会社を除く。） ③ 当該主要株主の近親者 ④ 当該主要株主及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社 - 当該指針の内容に変更があればその都度修正してください。 ※ 少数株主保護の方策に関する指針については、支配株主がその影響力を利用して、支配株主又は上記③④を利用する取引を行うことにより、会社ひいては少数株主を害することを防止することを目的とした、社内体制構築の方針、社内意思決定手続や外部機関の利用等について具体的に記載してください。 ※ 指針において対象とする支配株主との取引等の水準については、基本的には支配株主との取引等の全てを念頭に置くことが望まれますが、各社の規模や体制によってはその影響度合いが異なることも想定されますので、少数株主に一定程度影響を及ぼしうる規模の支配株主との取引等に限定する趣旨から、各社にとって適切と判断する具体的な取引の水準を指針に反映することも考えられます。この場合には、当該水準を適切と判断した理由も併せて記載してください。 ※ なお、記載された指針に定める方策の履行状況については、支配株主等に関する事項の開示（適時開示等規則第11条、同取扱い7）の一部として、事業年度経過後3か月以内に開示することが求められますので注意してください。

記載事項	記載上の注意
■ 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情	- 親会社や上場子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社のうち上場している会社をいいます。以下同じ。）を有する場合においてはその事実及び当該関係を踏まえたコーポレート・ガバナンスに対する考え方（方針）について記載してください。例えば、当該会社が、①親会社を有している場合には当該親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等について、②上場子会社を有している場合には当該子会社の独立性に関する考え方・施策等について、記載することが望まれます。 - その他、各社の個別事情に照らして、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えられとされる事実等があれば記載してください。 - 当該内容に変更があればその都度修正してください。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

記載事項	記載上の注意
	- 数字（人数に関する項目）は半角で入力してください。 - 当該内容について変更があればその都度修正してください。
■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項	
(1) 組織形態	現在の組織形態について、「監査役設置会社」用と「委員会設置会社」用の2種類の様式があり、「監査役設置会社」用様式では既に「監査役設置会社」が選択済みとなっています。
(2) 取締役関係	
① 定款上の取締役の員数	定款上の取締役の員数（上限）を記載してください。定款上、下限のみを定めている場合など、上限の定めがない場合には、「0」と記載してください。
② 定款上の取締役の任期	定款上の取締役の任期を記載してください。
③ 取締役会の議長	- 社長にはCEO（最高経営責任者）を含めるものとします。 - 代表取締役とは、会社法第363条第1項第1号に規定する代表取締役をいいます。以下同じ。 - 社外取締役とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいいます。以下同じ。
④ 取締役の人数	報告書の最終更新日現在の取締役を対象とします。取締役候補者は含めませんので注意してください。
※ 社外取締役を選任している監査役設置会社又は委員会設置会社に限定した項目	以下、「⑤社外取締役の選任状況」は、社外取締役を選任している監査役設置会社又は委員会設置会社に限定した項目です（委員会設置会社の場合は、「⑤社外取締役に関する事項」という標題となっています。）。
⑤ 社外取締役の選任状況	
イ. 社外取締役の人数	- 報告書の最終更新日現在の社外取締役を対象とします。社外取締役候補者は含めませんので注意してください。 「ハ. 会社との関係(1)」に入力された社外取締役の人数を自動計算し、本欄に表示します。
ロ. 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	- 社外取締役のうち、報告書の最終更新日現在において独立役員（適時開示等規則第31条の2に規定する独立役員をいいます。以下同じ。）に指定されている人数を記載する項目です。 「ニ. 会社との関係(2)」に入力された社外取締役のうち、独立役員として指定されている場合のチェックボックスにチェックが付されている人数が自動的に計算され、本欄に表示されます。なお、独立役員が存在しない場合は、その旨及び独立役員の確保に向けた今後の予定を、「(4) 独立役員関係」の「その他独立役員に関する事項」欄に記載してください。
ハ. 会社との関係(1)	
☐ 属性選択項目	属性は、「他の会社の出身者・弁護士・公認会計士・税理士・学者・その他」より選択してください。

記載事項	記載上の注意
	・ 「他の会社の出身者」とは、現在及び過去に他の会社に一度でも勤務経験がある場合をいいます。例えば、30 年前に 1 年程度の勤務経験がある場合でも、「出身」とみなします。 ・ 「学者」とは大学又は大学院の教授、准教授その他これらに準ずる者をいいます。 ・ 複数の属性に該当する場合は、現時点における主たる属性を選択してください。
☐ 会社との関係についての選択項目（※1）	・ b. における「その他の関係会社」とは財務諸表等規則第 8 条第 1 7 項第 4 号に規定するその他の関係会社をいいます。 ・ a. 及び b. における「出身」とは、現在又は過去において当該会社に一度でも勤務経験がある場合をいいます。例えば、30 年前に 1 年程度の勤務経験がある場合でも、「出身」とみなします。 ・ c. における「大株主」とは発行済株式（自己株式を除きます。）の総数の 10%以上の株式を有する者をいうものとします。なお、当該社外取締役が当該会社以外の他の会社に現在勤務している場合における当該他の会社が株主である場合も c. に該当するものとします。 ・ e. 及び f. における「執行役等」とは、執行役のほか、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者又は使用人をいいます（会社法施行規則第 124 条第 1 号又は第 3 号に準ずるものとします）。 ・ f. における「特定関係事業者」とは会社法施行規則第 2 条第 3 項第 19 号に規定する特定関係事業者をいいます。なお、f. については当該会社が把握している範囲での回答で構いません。 ・ g. における「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益をいいます。 ・ h. における「責任限定契約」とは、社外取締役の責任に関して、定款の定めに基づき、会社と社外取締役とが契約を締結することで一定の責任限度額をあらかじめ定めることをいいます（会社法第 427 条第 1 項の契約をいいます。）。 ・ a. ないし h. 以外の内容で会社との間に何らかの特筆すべき関係がある場合には、i. を選択してください（その場合にはハ. 会社との関係 (2) において当該関係についての補足説明を記載することが求められます。）。
二. 会社との関係(2)	
☐ 独立役員	・ 当該社外取締役が、独立役員として指定されている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
☐ 適合項目に関する補足説明	<適合項目に関する補足説明> ・ 会社との関係に関する適合項目の内容について、補足して説明する場合に具体的かつ平易に記載してください。例えば、「a. 親会社出身である」に該当する場合、それが 30 年前に 1 年程度勤務していたのか、昨年まで数十年も勤務していたかで、親会社との実質的な関係は異なると考えられるため、こうした事実関係については具体的かつ詳細に記載してください。 ・ 適合項目の内容について、当該社外取締役自身の意見があるときは、その意見の概要を併せて記載することが考えられます。 <社外役員の属性情報> ・ 当該社外取締役が、次の a～c（有価証券上場規程に関する取扱い要領 10 の 4（5）b 参照）に該当する場合は、「その旨」及び「その概要」を記載してください。 - a 上場会社の取引先又はその出身者 - b 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者 - c 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者 ・ 上記 a～c に該当するか否かの判断や、概要の記載の方法については、独立役員届出書（平成 24 年 4 月 26 日公表の新様式）におけるものと同様です。既に新様式による独立役員届出書を当取引所に提出している場合には、これと同じ記載をすることで足りります。 ・ 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している旨を「(4) 独立役員関係 その他独立役員に関する事項」において明記している場合は、属性情報の記載は、

記載事項	記載上の注意
	独立役員に指定されている社外役員についてのみ行えば足ります。独立役員に指定されていない社外役員については、当該記載を省略することができます。 〔属性情報の確認の範囲について（a～cに共通）〕 ・ a～cの関係の記載については、それが当該報告書の記載事項となっていることを前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載を求めるものです。記載にあたっては、合理的に可能な範囲での確認を行っていただければ足ります。 ・ 「現在」における、上場会社と、独立役員本人及び独立役員の出身元の会社等との間の関係が記載の対象となります。ここで「現在」とは、直前に終了した事業年度の開始日から当事業年度の当該報告書の提出をするまでの期間（直前の株主総会前において提出した独立役員届出書において属性情報の記載を行っている場合であって、その後に特段の変更がない場合には、当該独立役員届出書を提出するまでの期間で足りることとします）をいい、この期間における関係の有無の確認を行えば足りることとします。ただし、これより前の期間についても含めて記載することを妨げるものではありません。 ・ 上場会社単体における関係が記載の対象であり、上場会社単体での関係の有無の確認を行えば足りることとします。取引先、社外役員の相互就任の関係にある先、寄付を行っている先についても、単体で判断することで足りることとします。ただし、連結ベースでの関係も含めて記載することを妨げるものではありません。 ・ この「属性情報」の記載の要否を判断する場合に限り、「出身者」とは、現在を含む直近10年間に於いて業務執行者であった場合をいい、独立役員候補者が直近10年間に於いて所属していた先について確認を行えば足りることとします。ただし、直近10年間よりも過去の職歴も含めて記載することを妨げるものではありません。 a 上場会社の取引先又はその出身者 ・ 既存の「主要な取引先」の基準には該当しない取引先も含む、全ての取引先が記載の対象となります。 ・ 上場会社が、取引について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準（例えば、取引高が「●●万円未満」など）を定め、当該軽微基準の概要を「(4) 独立役員関係 その他独立役員に関する事項」等において開示している場合には、軽微基準の範囲内である場合について、その存在自体の記載を省略することも考えられます。 〔取引の概要の記載内容について〕 ・ 取引先と上場会社の間に存在する全ての取引の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。 ・ 取引関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、取引の種別や金額、取引が行われた時期等を記載することが考えられます。 ・ 取引の概要については、独立性に影響を与えるおそれがなく、概要を記載するまでもないと上場会社が判断した場合には、概要の記載に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載することができます。 ・ 概要を記載するか、これに代えて理由の記載を行うかは上場会社の判断に委ねられています。概要に代えて記載する理由としては、例えば、一般消費者としての通常の取引であるといったものが考えられます（これに限定されるものではありません）。 ・ 概要に代えて概要を記載するまでもないと判断した理由を記載した場合でも、取引関係が存在するという事実自体は記載する必要があります。 〔取引の有無及び概要の記載内容の更新について〕 ・ 期中に記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。 b 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者 ・ 「社外役員の相互就任」とは、上場会社の出身者が、他の会社の社外役員である場合

記載事項	記載上の注意
	であって、当該他の会社の出身者が、当該上場会社の社外役員である場合をいいます。 〔相互就任の概要の記載内容について〕 ・ 社外役員の相互就任の関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、相互就任の関係にある会社名のほか、相互就任の関係となるに至った経緯及び順序、相互就任の関係にある会社との関係、それぞれの前任者も同一企業の出身者であればその旨等を記載することが考えられます。 ・ 相互就任の概要については、独立性に影響を与えるおそれがなく、概要を記載するまでもないと上場会社が判断した場合には、概要の記載に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載することができます。 ・ 概要を記載するか、これに代えて理由の記載を行うかは上場会社の判断に委ねられています。概要に代えて記載する理由としては、例えば、合併等によって意図せず社外役員が相互就任する形となっているといった理由が考えられます（これに限定されるものではありません）。 ・ 概要に代えて概要を記載するまでもないと判断した理由を記載した場合でも、相互就任の関係が存在すること自体は記載する必要があります。 c 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者 ・ 寄付金額の多寡に関わらず、記載の対象となります。 ・ 上場会社が、寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準（例えば、「●●万円未満」など）を定め、当該軽微基準の概要を「（４）独立役員関係 その他独立役員に関する事項」等において開示している場合には、軽微基準の範囲内である場合について、その存在自体の記載を省略することも考えられます。 〔寄付の概要の記載内容について〕 ・ 上場会社が行っている全ての寄付の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。 ・ 寄付金関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、寄付の金額や目的、寄付が行われた時期等を記載することが考えられます。 ・ 寄付の概要については、独立性に影響を与えるおそれがなく、概要を記載するまでもないと上場会社が判断した場合には、概要の記載に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載することができます。 ・ 概要を記載するか、これに代えて理由の記載を行うかは上場会社の判断に委ねられています。概要に代えて記載する理由としては、例えば、寄付金額が僅少であるといったものが考えられます（これに限定されるものではありません）。 ・ 概要に代えて概要を記載するまでもないと判断した理由を記載した場合でも、寄付関係が存在すること自体は記載する必要があります。 〔寄付の有無及び概要の記載内容の更新について〕 ・ 期中に記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。
□ 当該社外取締役を選任している理由（独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む。）	・ 会社との関係などに照らして、なぜ当該社外取締役を現在選任しているのか、その選任理由を記載してください。 （例）・ 当該社外取締役の専門性と貴社の業務との関連性から選任理由を記載することが考えられます。 ・ 経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するなどの観点から、経営の客観性や中立性の重視が選任理由につながることも想定されますので、そうした点について具体的に記載することが考えられます。 ・ 当該社外取締役選任時の選任議案に付した選任理由で代替することでも構いません。 ・ 社外取締役は、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等を選任する

記載事項	記載上の注意
	ことは可能とされていますが、この場合、独立した立場からの監督という趣旨は十分に満たされない懸念がある一方で、監督機関に同時に求められる実効性や専門性等の要素を考慮すると一律にこうした関係を除外することは必ずしも適当でないとの指摘もあることを踏まえて、当該社外取締役の独立性に関する貴社の考え方について記載してください。また、当該社外取締役の貴社における役割や機能について記載することも考えられます。 ・ 当該社外取締役が以下に掲げる【独立性に関する開示加重要件】（有価証券上場規程に関する取扱い要領 10 の 4（5） a 参照）に該当している場合には、その旨を記載してください。「適合項目に関する補足説明」欄において属性情報に関する記載を行っている場合には、当該欄にまとめて記載することも可能です。 ・ 当該社外取締役に期待している効用が独立性に基づくものでない場合には、あわせてその効用を記載することも考えられます。 ・ 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している旨を「（4）独立役員関係 その他独立役員に関する事項」において明記している場合は、【独立性に関する開示加重要件】への該当状況の記載は、独立役員に指定されている社外役員についてのみ行えば足ります。独立役員に指定されていない社外役員については、当該記載を省略することができます。 ＜独立役員に指定した理由＞ ・ 当該社外取締役が、独立役員である場合は、当該社外取締役を独立役員として指定した理由及び以下に掲げる【独立性に関する開示加重要件】への該当状況について記載してください。この場合において、独立役員として指定する者が、仮に以下の【独立性に関する開示加重要件】のいずれかに該当する場合は、その事実を踏まえてもなお一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定する理由について、具体的に記載してください。なお、独立役員届出書を当取引所に提出している場合には（適時開示等規則の取扱い 16 参照）、当該書面の記載内容を参考に記載してください。 ・ 「独立役員に指定した理由」は、「当該社外取締役を選任している理由」とまとめて記載することが可能です。 【独立性に関する開示加重要件】（有価証券上場規程に関する取扱い要領 10 の 4（5） a 参照） ① 当該会社の親会社又は兄弟会社（上場会社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。）の業務執行者等（業務執行者（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号に規定する業務執行者をいいます。以下同じ。）又は過去に業務執行者であった者をいいます。以下同じ。） ② 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等 ③ 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいいます。） ④ 当該会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者等をいいます。以下同じ。） ⑤ 次の(a)又は(b)に掲げる者（重要でない者を除きます。）の近親者 (a) ①から前④までに掲げる者 (b) 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含みます。） ※ 「業務執行者等」という言葉を、「現在業務執行者である者又は過去に業務執行者であった者」という意味で用いていることにご留意ください。ここでいう「過去」とは、過去 10 年間に限定するものではありませんので、ご注意ください。

記載事項	記載上の注意
	※ 「主要な取引先」「多額の金銭その他の財産」「重要でない」の取扱い は、現在の会社法等に基づく株主総会参考書類の「特定関係事業者」に関する記載における実務等と同等の水準を想定しています。 ②の「主要な取引先」については、会社法施行規則第2条第3項第19号ロの「主要な取引先」への該当に係る実務上の取扱いと同様の水準のものとして判定してください。 「当該会社を主要な取引先とする者」の具体例としては、当該会社との取引による売上高等が当該取引先の売上高等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業などが考えられます。また、他社から見て主要な取引先に該当するか否かについては、独立役員として届出をいただく方の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業に、直接ご照会いただく等の方法で、合理的な範囲で確認していただくことを想定しています。 「当該会社の主要な取引先」とは、当該会社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与える取引関係がある取引先を言い、具体的には、当該取引先との取引による売上高等が当該株式会社の売上高の相当部分を占めている相手や、当該株式会社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手、いわゆるメインバンクなどが考えられます。 ③の「多額の金銭その他の財産」については、会社法施行規則第74条第4項第6号ロ又は同第76条第4項第6号ロの適用に関する実務上の取扱いと同様の水準のものとして判定してください。なお、金商法に基づく会計監査による監査報酬が③の「多額の金銭その他の財産」にあたるかどうかの判断にあたっては、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する概念的枠組み適用指針」において、依頼人からの報酬への依存度の高さにより監査人の独立性に関して脅威が生ずる可能性があるとして（当該適用指針第220項以下）ことを踏まえ、当該適用指針への該当状況等を参考にすることが考えられます。 ⑤の「重要」な者については、(a)のうち③については各監査法人に所属する公認会計士や各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含みます。）を、③以外の業務執行者等についてはそれぞれの役員・部長クラスの者を想定しています。 ※ 過去の該当状況については、当該報告書への記載を前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載とし、合理的に可能な範囲の確認を想定しています。この場合、「過去の主要株主」や、「過去の主要な取引先」についての確認が必要になるわけではなく、独立役員として指定する者が「現在の主要株主である会社に過去所属していた者」や、「現在の主要な取引先である会社に過去勤務していた者」である場合に、その内容について開示していただくことを想定しています。 - 独立役員の指定理由として、独立役員の指定に至るまでの経緯や、第三者委員会等の指定プロセスを経ているかなど、その過程についても併せて記載することが考えられます。
※ 監査役設置会社に限定した項目	以下、「(3) 監査役関係」は、監査役設置会社に限定した項目です。
(3) 監査役関係	
① 監査役会の設置の有無	監査役会の運営状況を確認する項目です。設置の有無を選択してください。
② 定款上の監査役の員数	定款上の監査役の員数（上限）を記載してください。定款上、下限のみを定めている場合など、上限の定めがない場合には、「0」と記載してください。
③ 監査役の人数	監査役については、報告書の最終更新日現在の監査役を対象とします。監査役候補者は含めませんので注意してください。
④ 監査役、会計監査	監査役と会計監査人、（設置している場合は）内部監査部門の連携状況について記載し

記載事項	記載上の注意
人、内部監査部門の連携状況	てください。 「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理態勢の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。 - 監査役と会計監査人との間、又は監査役と内部監査部門との間で会合を開催している場合は、その会合頻度及び内容（監査体制、監査計画、監査実施状況など）について記載することが考えられます。 - 会計監査人の情報（会社法施行規則第 126 条参照）について補足説明することも考えられます。
⑤ 社外監査役の選任状況	「⑤社外監査役の選任状況」については、「■ 1. (2)⑤社外取締役の選任状況」の記載要領を準用します。記載にあたっては、当該欄の記載要領を参照してください。この場合、「社外取締役」を「社外監査役」と読み替えてください。
イ. 社外監査役の人数	
ロ. 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	
ハ. 会社との関係(1)	
ニ. 会社との関係(2)	
※ 委員会設置会社に限定した項目	以下、「(3) 各種委員会」から「(5) 監査体制」までは、委員会設置会社に限定した項目です。
(3) 各種委員会	- 各種委員会の委員の人数を記載してください。委員長については、「社内取締役・社外取締役・なし」から選択してください。 「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。 - 常勤委員とは、他に常勤の仕事がなく、会社の営業時間中原則として当該会社の各種委員会の職務に専念する者をいいます。
(4) 執行役関係	
① 執行役の人数	全執行役の人数を記載してください。当該執行役については、報告書の最終更新日現在の執行役を対象とします。執行役候補者は含めませんので注意してください。
② 兼任状況	- 各執行役につき、代表権の有無を選択してください。 - 各執行役につき、取締役、使用人との兼任の有無を選択してください。 - 取締役と執行役を兼任している場合は、指名委員会・報酬委員会への所属の有無を選択してください。
(5) 監査体制	
① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	【監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置している場合】 ☐ 当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 - 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の概要について記載してください。例えば、監査委員会専属か否か、他部署に属する者に兼務の形で監査委員会の職務の補助をさせているか否かなどについて記載することが考えられます。 - 当該取締役及び使用人の異動について、監査委員会の同意が必要かどうか、当該取締役及び使用人による監査委員会の職務の補助に関して執行役の指揮命令権が及ぶのかどうかなどについて記載することが考えられます。 【監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置していない場合】 ☐ 現在の体制を採用している理由 - 当該体制を採用している理由について記載してください。
② 監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	- 監査委員会と会計監査人、（設置している場合は）内部監査部門の連携状況について記載してください。 「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理態勢の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。 - 監査委員会と会計監査人との間、又は監査委員会と内部監査部門との間で会合を開催している場合は、その会合頻度及び内容（監査体制、監査計画、監査実施状況など）に

記載事項	記載上の注意
	ついて記載することが考えられます。 会計監査人の情報（会社法施行規則第 126 条参照）について補足説明することも考えられます。
※ 共通項目	以下、(4)から(7)までの項目は、委員会設置会社にあつては、(6)から(9)までに対応する項目です。
(4) 独立役員関係	
☐ 独立役員の人数	- 独立役員の人数を記載する項目です。 「(2) 取締役関係 ⑤社外取締役の選任状況 ロ. 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数」と「(3) 監査役関係 ⑤社外監査役の選任状況 ロ. 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数」の合計人数が自動的に計算され、本欄に表示されます。
☐ その他独立役員に関する事項	- 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している場合には、その旨を本欄において明記してください。 - 取引や寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定めて、＜社外役員の属性情報＞における記載を省略する場合には、本欄において当該基準を記載してください。他の記載欄（「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」等）において、同様の軽微基準を開示している場合には、その記載を参照することでも足りります。 - 独立役員が確保されていない場合には、その旨及び独立役員の確保に向けた今後の対応方針を記載してください。 ※ 独立役員が確保されていない場合は、適時開示等規則第 31 条の 2 の違反となり、同規則第 53 条に規定する公表措置等の実効性確保手段の適用対象となりますので、ご注意ください。 - その他、独立役員に関して補足すべき内容がある場合には、本欄に記載してください。
(5) インセンティブ関係	
① 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	- ストックオプションについては、費用計上しないものも含めるものとします。 - 業績連動型報酬制度を導入しているときは、補足説明において、その評価の指標や目標水準及び支給の連動幅などについて記載することが望まれます。 - ストックオプション制度を採用しているときは、補足説明において、その総額や個人別支給水準に関する考え方などについて記載することが望まれます。 - その他のインセンティブに関する施策等を実施している場合は、「その他」を選択し、補足説明において当該内容について記載してください。 - 取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施していない場合は、その理由を補足説明欄に記載してください。
② スtockオプションの付与対象者について	- ストックオプション制度採用会社のみ回答してください。 「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。 - 付与対象者を当該対象者としている理由を補足説明欄に記載してください。 - ストックオプションについて、個々の付与者ごとに、付与内容及び行使状況について補足説明欄に記載することが考えられます。
(6) 取締役報酬関係	委員会設置会社にあつては、「取締役・執行役報酬関係」となります。
① （個別の取締役報酬の）開示状況	- 選択項目から、個別の報酬の開示を行っている範囲を選択し、補足説明においてその旨を記載してください。 - 事業報告で報酬額を開示している場合に、その開示対象について記載することが考えられます。例えば、貴社のホームページに掲載するなどして公衆縦覧に供している場合は、その旨を記載することなどが考えられます。 - 具体的な報酬額を開示している場合に、その概要について具体的に記載してください。例えば、報酬額に顧問料、コンサルティング料など他の名目で支払った金額が含まれるか否かを明示することが考えられます。有価証券報告書等で開示している場合は、その開示方法に準じて記載してください。 - 新規上場申請者が、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」において報酬額を

記載事項	記載上の注意
	開示している場合は、有価証券報告書に開示している場合を含めるものとします。 委員会設置会社にあつては、「②（個別の執行役報酬の）開示状況」についても、同様に記載してください。
② 報酬の額又はその算定方針の決定方針の有無	- 委員会設置会社にあつては、「③報酬の額又はその算定方針の決定方針の有無」となります。 - 報酬の額又はその算定方針の決定方針を有している場合は、「あり」を選択した上で、その内容を記載してください。
(7) 社外取締役（社外監査役）のサポート体制	- 社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや担当者がある場合はその旨（専従スタッフである場合はその旨）及び担当内容を記載してください。 - 社外取締役や社外監査役に対する情報伝達体制の概要について記載してください。 （例）社外取締役や社外監査役が情報収集に費やす時間、業務の対価としての報酬水準についての方針や考え方、担当セクション等から社外取締役や社外監査役への情報伝達の仕組み及び頻度等、取締役会の開催に際して行う社外取締役や社外監査役への事前説明の概要（資料の事前配布及び事前説明の有無）などが考えられます。
■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 【NEW】	「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」及び「現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」の記載にあたっては、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」（平成 21 年 6 月 17 日公表）において、コーポレート・ガバナンスのモデルとして提示された以下の 3 つの類型を参考にしてください。これらの類型は、多くの上場会社にとって、株主・投資者等からの信認を確保していく上でふさわしいと考えられるものとして例示されているものですが、コーポレート・ガバナンスのあるべき姿は、個々の企業の成り立ちや規模、業務の内容等により多様であり、一律に論じることには困難な面があることを前提として、各社のガバナンス機構に関する現状の体制の内容とその体制を選択する理由について十分な開示を行うことが求められます。 ①委員会設置会社化 ②社外取締役を中心とした取締役会 ③社外取締役の選任と監査役会等との連携

記載事項	記載上の注意
	・ 業務執行、監査・監督の方法など、取締役会をはじめとするガバナンス機構に関する現状の体制について、その概要や、<u>業務執行、監督機能等の充実に向けた追加的な施策の内容等</u>を具体的に記載してください。 (例) ・ <u>取締役会や監査役会など（委員会設置会社の場合は、法定の各種委員会、執行役会を含みます。）の法定の組織のほか、経営諮問委員会、アドバイザリーボードなどの名称により設置された各種の諮問委員会や、経営会議、執行役員会、常務会等について、それぞれの概要（業務執行や監督のプロセスにおける役割、構成メンバー、男女別の構成など）や開催状況等を記載することが考えられます。</u> ・ 各種委員会を設置している場合は、構成メンバーの概要、選定方法、選定理由及び役割、委員会の開催頻度、事務局等の設置状況やその規模などについて記載することが考えられます。 ・ 監査基準、取締役候補者の選定や報酬の内容の決定に関する一定の方針や要件、特別なプロセスを導入している場合に、その概要について記載することが考えられます。 ・ 監査の状況としては、監査の組織・人員及び手続等、公認会計士の氏名・継続監査年数等を記載することが考えられます。 ・ 監査役機能強化に関する取組状況について具体的に記載してください。 (例) ・ 監査役監査を支える人材・体制の確保状況、独立性の高い社外監査役の選任状況、財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況等の内容について、それぞれ記載することが考えられます。（これらの内容について1. (3) 監査役関係の③～⑤の欄で記載している場合は、それらの記載で代替することが可能です。）
■ 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由	・ 取締役会をはじめとするガバナンス機構の構成に関して現状の体制を採用している理由について具体的に記載してください。その際には、上記の3つのモデルを参考にしてください。 (例) ・ 取締役会の機能強化の観点から、委員会設置会社制度を採用していなくとも、内外の投資者等にとって分かりやすいコーポレート・ガバナンスの枠組みを採用している場合や、平時における経営者の説明責任の確保、有事における経営者の暴走等の防止、安全弁といった機能を担う仕組みを採用している場合には、そうした機能の側面から記載することが考えられます。 ・ 監査役機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図る仕組みを採用している場合には、そうした機能の側面から記載することが考えられます。 【委員会設置会社の場合】 ・ 委員会設置会社形態を採用している理由を記載してください。 ・ 意思決定の迅速化、経営の透明化、海外投資家の支持率の向上等について、監査役設置会社形態の時と比較評価することなどが考えられます。 ・ 上記の機能等をより強化するために、現在導入を検討している施策等があれば、その概要を記載することが考えられます。 ・ 社外取締役の貴社における役割や機能について記載してください。 【監査役設置会社であって、社外取締役を選任している場合】 ・ 貴社の現状に照らして、当該体制を採用している理由を記載してください。 ・ 社外取締役の貴社における役割や機能について記載してください。 【監査役設置会社であって、社外取締役を選任していない場合】 ・ 貴社の現状に照らして、当該体制を採用している理由を記載してください。この場合において、社外取締役に期待される役割を代替する、貴社独自のコーポレート・ガバナンス体制の整備、実行に係る内容について具体的に記載してください。例えば、社外のチェックという観点からは、社外監査役（以下、会社法第2条第16号に規定する社外監査役をいいます。）による監査を実施していることも考えられますが、その場合は、取締役と監査役では法的にも役割が異なる部分があることを踏まえて、その差異を含めて社

記載事項	記載上の注意
	外取締役に期待される機能を代替する仕組みの内容について記載することが考えられます。その他、経営監視機能の強化に係る貴社の具体的な体制やその実行状況、経営監視機能の客観性及び中立性の確保に対する考え方を含めて記載することが考えられます。 ・ 社外取締役の導入を検討したことがある場合は、その採用を見送った理由も併せて記載することが考えられます。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

記載事項	記載上の注意
	・ 当該内容に変更があればその都度修正してください。
■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況	・ 該当項目にチェックし、該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。 ・ a. における「早期発送」とは、直近の定時株主総会についての招集通知を法定期日より3営業日以上前に発送した場合をいいます。 ・ b. における「集中日」とは、当該会社の直近の定時株主総会の日を基準として、その日と同一の日において定時株主総会を開催した他の上場会社が著しく多い場合の当該日（主に、年間を通しての第一集中日を想定しています。）をいいます。 ・ c. については、電子投票制度を採用して議決権を行使することができる環境にある場合をいいます。この場合、補足説明において、その概要を記載することが望まれます。 ・ 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム（例えば、株ICJ（インベスター・コミュニケーション・ジャパンの意）が運営するもの）を利用している場合には、d. にチェックをしてください。 ・ 定時株主総会の招集通知等（要約も可）の英訳版を作成している場合には、e. にチェックをしてください。 ・ その他、貴社ホームページへの招集通知の掲載など株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に関する施策を実施している場合には、「f. その他」を選択し、補足説明においてその概要を記載することが考えられます。 ・ 新規上場申請者が、今後実施を予定している項目がある場合は、「その他」を選択し、補足説明においてその旨を明記するとともにその内容を記載してください。 ・ 補足説明において、実際の定時株主総会の招集通知の発送時期及び定時株主総会の招集日などを具体的に記載することが望まれます。株主総会に対する会社としての姿勢・方針等についても併せて記載することも考えられます。
■ 2. IRに関する活動状況	・ 該当項目にチェックするとともに、代表者自身による説明の有無を選択してください。該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。 ・ 「代表者自身による説明の有無」の「代表者」とは、会長、社長（CEO、COO等の社を代表する立場にある者を含みます。）その他の代表取締役を指すものとします。 ・ ディスクロージャーポリシーを作成し、公表している場合には、a. にチェックをしてください。 ・ b. ～d. における「定期的説明会の開催」とは、例えば、半期に1回、四半期に1回など、年間を通じて一定の頻度（年1回以上を目安とします。）で説明会を開催している場合をいうものとします。この場合における補足説明では、IR活動の実施時期（実施年月日）、実施内容（説明者や説明内容の概略など）、参加者の属性及びその数（上場銘柄の投資に関する説明会を開催した場合に限ります。）などを記載することが望まれます。 ・ e. における「IR資料」とは、当該会社が作成する書類又は電磁的ファイルであって、投資者等（投資者、証券アナリスト、取引先又は株主）による適切な当該会社の現状の理解、評価に資するために作成されたものをいいます。この場合における補足説明では、IRに関するURL、ホームページにおいて掲載している投資者向け情報（決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知）の種類等について記載することが望まれます。 ・ f. における補足説明においては、IR担当部署名、IR担当役員（当該上場会社のIR活動に関し責任を負う者をいいます。）及びIR事務連絡責任者（当該上場会社のIR活動に係る当取引所との連絡担当者をいいます。）等を記載することが望まれます。

記載事項	記載上の注意
■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 【NEW】	・ 該当項目にチェックし、該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。 ・ ステークホルダーとは、株主、従業員、消費者など、企業を取り巻くあらゆる利害関係者のことをいいます。 ・ b. における補足説明においては、具体的な実施内容について（企業による報告書（環境報告書、CSR報告書、サステナビリティ報告書など名称は様々）の作成、公開など）記載することが望まれます。 ・ <u>d. 「その他」における補足説明については、役員への女性の登用に関する現状を記載することが考えられます。</u>

IV 内部統制システム等に関する事項

記載事項	記載上の注意
■ 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況	・ 基本的な考え方及びその整備状況についてまとめて記載することが可能です。 ・ 当該内容に変更があればその都度修正してください。
☐ 内部統制システムについての基本的な考え方	・ 経営者の経営戦略や事業目的等を組織としてどのように機能させ達成していくかについて、職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正を確保する観点から貴社の考え方（基本方針）を記載してください。
☐ 内部統制システムの整備状況	・ 経営者が内部統制に関する体制や環境をどのように構築しているか、その状況について記載することが考えられます。 ・ 構築したシステムが設計したとおり運用され、成果を上げているかを検証できる仕組みとなっているかについての説明に加え、経営面への貢献等について記載することが考えられます。 ・ コンプライアンス体制の整備状況として、取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築している場合には当該内容（社内におけるコンプライアンス規範や倫理規範の策定・公開、内部通報制度の構築の有無、内部通報制度と適時開示体制との関連性など）について記載することが望まれます。 ・ リスク管理体制の整備状況として、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を構築している場合には当該内容（様々なリスクの発生に対する未然防止手続や、発生した際の対処方法等を定めた社内規程の整備等があればその概要など）について記載することが望まれます。 ・ 情報管理体制として、取締役又は使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備している場合には当該内容（各種情報の記録の方法や保存年数等）について記載することが望まれます。 ・ 会計監査人の内部統制に関する事項について記載することが考えられます。 ・ グループ会社を有している場合には、当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備状況について記載することが考えられます。
■ 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況	・ 基本的な考え方及びその整備状況についてまとめて記載することが可能です。 ・ 当該内容に変更があればその都度修正してください。
☐ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	・ 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための貴社の基本的な考え方（基本方針）を記載してください。
☐ 反社会的勢力排除に向けた整備状況	・ 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、組織全体で対応することを目的とした倫理規定、行動規範、社内規則等の整備状況及び社内体制の整備状況について記載してください。 ・ 社内体制の整備状況については、例えば、以下に掲げる反社会的勢力による不当要求に備えた平素からの対応状況について記載することが考えられます。 (1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況 (2) 外部の専門機関との連携状況 (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況 (4) 対応マニュアルの整備状況

記載事項	記載上の注意
	(5) 研修活動の実施状況 ・ 平成 19 年 6 月公表の犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を参考に記載することが考えられます。

V その他

記載事項	記載上の注意
	・ 当該内容に変更があればその都度修正してください。
■ 1. 買収防衛策の導入の有無	・ 報告書の最終更新日現在における買収防衛策の導入の有無を選択してください。 ・ 買収防衛策を導入している会社については、導入の目的及びスキームの概要を簡潔に記載してください。この場合の「買収防衛策」とは、上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等による当該上場会社に対する買収（会社に影響力を行使しう程度の数の株式を取得する行為をいいます。）の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいいます。ここで「導入」とは、買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいいます。 ・ 当該防衛策の合理性に対する経営陣の評価や意見などを記載することも考えられます。 ・ 貴社ホームページで買収防衛策の概要を開示している場合は、そのURLを掲載することが考えられます。 ・ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号参照）を決定している場合にはその内容を記載してください。 ・ 新規上場申請者が、買収防衛策の導入を予定している場合は、その内容を記載してください。
■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項	・ コーポレート・ガバナンスの充実に向けての今後の検討課題、検討中の施策、今後の目標等について記載することが考えられます。
☐ 模式図（参考資料）の添付について	・ 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図を、別途、参考資料として作成してください。 ・ 株主総会、取締役会及び監査役（会）の相互の関係及び貴社固有の経営会議、アドバイザリーボード等の諮問委員会などの設置状況に加えて、内部統制システム、会計監査人や内部監査部門との連携状況などについて簡潔に図示してください。
☐ 適時開示体制の概要	・ 平成 22 年 6 月の有価証券上場規程等の改正によって廃止となった「適時開示に係る宣誓書」の添付書類であった「適時開示体制概要書」に相当する内容を、適時開示体制の概要として記載してください。 ・ 適時開示体制の概要（模式図）は、次ページ以降の【適時開示体制の概要及び適時開示体制の整備のポイント】を参照して作成してください。 ・ 適時開示体制の概要について、テキストによる説明を行う場合には、本欄を使用してください。模式図を作成した場合には、内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図の後に、添付してください。 ※ 現在、当取引所ホームページに掲載中の「適時開示体制概要書」については、適時開示体制の概要に関する記載を含む報告書が提出された後に、掲載を取りやめます。

【適時開示体制の概要及び適時開示体制の整備のポイント】

1. 適時開示体制の概要

「適時開示に係る社内体制」（以下「適時開示体制」という。）は、単なる開示手続の業務プロセスや会社情報の社内での流れとしてではなく、重要な会社情報の適時適切な開示を可能とするための社内体制と位置付けられます。

上場会社においては、金融商品市場において自社の有価証券を上場している以上、適時適切な開示は重要な責務であり、これを全うするための体制の整備・運用を図っていくことが強く求められます。また、適時開示業務の適切な執行によって金融商品市場の信頼を得ることは、中長期的な企業価値の維持・向上につながるものであり、経営の観点からも適切な開示は有用と認識されるものと考えます。

適時開示体制は、上場会社各社が、おのおの実情を踏まえて、適切な体制を構築していくものです。このため、各社がどのような方針・意図を持って社内体制を整備・運用しているかにより、適時開示体制は自ずと異なってくるものと考えます。どのような適時開示体制を整備するかは各社の判断によることとなりますが、その体制は適時開示について求められる一定の水準を確保しているものであることが必要です。

2. 適時開示体制の整備のポイント

適時開示体制について求められる一定の水準を確保するためには、まず、適時開示業務を執行する体制を適切に整備することが必要です。具体的には、常に開示の迅速性を十分に意識して手続を整備することが必要です。それに加えて、開示対象となる情報（以下「開示対象情報」という。）を適切に識別して網羅的に収集し、適時開示等規則その他の関連諸法令・諸規則を遵守しつつ、正確、明瞭かつ投資判断資料として十分な情報が記載された開示資料の作成を行い、会社として公式な承認・決定等を実施したうえで、適切な時期に、投資者の公平性等に留意しつつ公表できるよう、手続を整備する必要があります。

また、上記の要点を達成するための手続を行うことが十分に可能な組織を構築することが必要です。さらに、こうした手続・組織を整備するだけでなく、それらが有効に運用されていることをモニタリングによって確保することも非常に重要です。

加えて、適時開示の重要性に鑑みれば、適時開示業務を執行する体制は、経営者の適切な関与のもとで、以上の点を満たせるよう整備されることが肝要です。そして、この体制が適切に機能を発揮するためには、組織や手続を整備するだけでなく、経営者自身が適時開示の重要性を認識し、明確な姿勢・方針を示すとともに、こうした姿勢・方針を社内に周知・啓蒙し、適切な運用を図っていくことが重要です。

また、適時開示の観点における自社の特性や開示に関するリスクを認識・分析し、それを踏まえて適時開示業務を執行する体制を整備するとともに、これらを絶えず意識しつつ、適時開示業務を運用していくことが、いかなる場合においても適時適切な開示を行うために必要と考えられます。

こうした点を踏まえると、次頁の図表1-1のとおり、適時開示体制の整備のポイントは、「適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項」と「適時開示業務を執行する体制」の2つに大別して整理されます。

図表 1－1 適時開示体制の整備のポイント

区 分	適時開示における ポイント	内 容
1 適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項	1. 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙等	イ. 経営者の姿勢・方針の明示 ロ. 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙 ハ. 経営者による姿勢・方針の実践 ニ. 適時開示体制との関連を考慮したコーポレート・ガバナンス
	2. 自社の適時開示に関する特性・リスクの認識・分析	イ. 適時開示に関する自社の特性の認識・分析 ロ. 適時開示に関するリスク及びその原因となる事項の認識・分析
2 適時開示業務を執行する体制	1. 開示担当組織の整備	イ. 開示担当部署の整備 ロ. 全社的な対応体制 ハ. 開示に関する教育 ニ. 体制の整備の範囲
	2. 適時開示手続の整備	イ. 開示手続と開示プロセス ロ. 開示対象情報の種類 ハ. 整備した手続の社内への周知徹底 ニ. 適時開示手続の要点 ※ 図表 1－2 を参照 ホ. 適時開示手続と密接に関連する他の社内手続との関連性
	3. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備	イ. 内部監査部門等によるモニタリング ロ. 監査役（又は監査委員会）によるモニタリング

図表 1－2 適時開示手続の要点一覧

プロセス	要 点	内 容
① 情報収集プロセス	a 迅速性	適時開示すべき情報を迅速に収集する。
	b 網羅性	適時開示すべき情報を網羅的に収集する。
	c 適時性	適時開示すべき情報を適時に開示できるよう開示業務を管理する。
② 分析・判断プロセス	d 適法性	関連法令、適時開示等規則等を遵守して適時開示業務を実施する。
	e 正確性	適時開示すべき情報の正確性を確保する。
	f 公式性	情報の正確性や適法性に加えて、開示資料の内容の充分性、明瞭性等を確認したうえで、会社としての公式な承認・決定等を行う。
③ 公表プロセス	g 公平性	開示資料の公表にあたり、公平性に配慮する。
	h 積極性	開示資料の公表にあたり、積極的に対応する。

3. 適時開示体制の概要（模式図）の記載上の留意点と適時開示体制の整備のポイント

適時開示体制の概要（模式図）の記載に際しては、適時開示体制の整備のポイントに留意して、メリハリをつけ、重要な点は明確に記載することが、投資者等に自社の適時開示体制を簡潔にわかりやすく説明するうえで有用と考えます。必ずしも、整備のポイントのすべてについて詳細な記載が必要というわけではありません。

そもそも適時開示体制は、各社が自社の置かれた開示に関する特性やリスク等の認識・分析に基づき、明確な姿勢・方針のもとで構築していくべきものであり、この結果として構築された体制は各社各様の体制になり得ます。このため、投資者に自社の適時適切な開示のための社内体制のポイントを示して説明する観点から、自社がどのような事項を考慮し、またどのような姿勢・方針を持って自社の体制を整備しているかが最も重要です。そして、自社において重要と考えるポイントについて明瞭かつ要点を踏まえて記載するよう留意することが適当と考えます。なお、その際に、関連性の深い複数のポイントについては、各ポイントを別々に記載するのではなく、組み合わせて記載することも一考です。

ただし、利用者が各社の体制を理解しやすいよう、具体的に開示担当組織や開示手続の概要についてわかりやすく記載することが必要です。

具体的な記載方法については、各ポイントの記載上の留意点を参考にしてください。各社が自社の適時開示に関する特性やリスクを踏まえて自らの適時開示体制を改めて点検あるいは見直したうえで、整備のポイントと自社の社内体制との関連づけを意識しつつ記載することが重要です。

(1) 適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項

① 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙等

上場会社の経営者の開示に対する姿勢・方針等は、投資者が各社の適時開示体制を理解するうえで重要な事項になります。経営者の開示に対する姿勢・方針を明確に記載するとともに、社内への周知・啓蒙の状況についても簡潔に記載することが望まれます。また、適時開示体制に占める経営者の役割の重要性に鑑みれば、適時開示体制の整備や実際の運用において経営者が果たしている役割を記載することも重要です。

さらに、コーポレート・ガバナンス体制を記載する場合には、適時開示体制との関連を中心に簡潔に記載することが望ましいと考えられます。

検討項目	整備のポイント
イ. 経営者の姿勢・方針の明示	- 上場会社各社が適時開示を適切に実施していくにあたり、最も重要なのは、経営者自身の開示に対する姿勢であることに疑いはないと思われます。また、どのように体制を整備しようとも経営者自身の不適切な行動に伴い、適時開示体制の有効性が損なわれることは近年のいくつかの不適切な事例をみても明らかです。 - したがって、経営者自身が適時開示の重要性を十分に認識したうえで、経営者自らの開示に対する姿勢・方針を明確に示すことが重要です。
ロ. 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙	経営者自らの開示に対する姿勢・方針を会社の姿勢・方針として社内へ周知徹底させていくことが適時開示体制を有効に機能させるうえで重要です。どのように体制を整備しても経営者以外の役職員にこれが周知徹底されない限り、実際の運用との乖離が大きくなり、適時開示体制の有効性が損なわれる可能性が大きくなります。したがって、経営者自身の開示に対する姿勢・方針を社内教育や日常の活動を通じて役職員に周知・啓蒙し、適時開示を重視する会社風土を構築していくことが重要です。
ハ. 経営者による姿勢・方針の実践	- 経営者の姿勢・方針を打ち出すだけではなく、経営者自らが姿勢・方針を実践することも重要です。 - 適時開示体制に占める経営者の役割の重要性に鑑みれば、適時開示体制は、経営者の適切な関与のもとで整備されることが肝要です。そして実際の運用においても、経営者自身が適時開示体制の中で一定の役割を果たすことが望まれます。 例えば、以下の方策が考えられます。

検討項目	整備のポイント
	① 経営者が、自らの姿勢・方針に基づき適時開示体制を整備するとともに、実際の運用においては重要事項については報告を受ける等の関与を行う。 ② 経営者自らが直接開示業務に携わる。
ニ. 適時開示体制との関連を考慮したコーポレート・ガバナンス	- 会社全体に係るコーポレート・ガバナンスは、会社経営の根幹に関わる事項であり、コーポレート・ガバナンスが有効に機能していることが会社の様々な活動の前提となるものとして、非常に重要です。適時開示体制においても、コーポレート・ガバナンスが十分に機能していることが、有効な適時開示体制の整備の前提となるものと考えられます。 - なお、上場会社における適時開示の重要性に鑑みれば、コーポレート・ガバナンス体制が、上記の経営者の開示に対する姿勢・方針と整合的で、適時開示体制との関連（ガバナンス体制が、適時開示体制が有効に整備されることにつながるよう設計されているかどうか）を考慮したものであることが望ましいと考えられます。

② 自社の適時開示に関する特性・リスクの認識・分析

上記で取り上げた適時開示に関わる特性はいずれも、各社が適時開示に関わる業務執行体制を整備する前提として考慮すべきものであるため、適時開示業務を執行する体制との関連を含めて、簡潔に記載することが望ましいと考えられます。

また、適時開示に関するリスクの認識・分析の状況についても、特筆すべきリスクの原因となる事項がある場合、あるいは、リスクに明確に対応する観点から具体的な体制を構築している場合には、その概要も記載することが望まれます。その際、リスクと特性は密接に関係する場合も多いことから、これらの関連性を含めて記載することも考えられます。

検討項目	整備のポイント
イ. 適時開示に関する自社の特性の認識・分析	- 適時開示体制の整備にあたっては、適時開示の観点からみた自社の特性を十分に認識・分析することが必要になります。なぜなら、適時開示体制の有効性は、会社の規模や拠点の地理的な分散状況、業態等に大きな影響を受けるからです。 - 上場会社が適時開示業務を執行する体制を整備するにあたっては、適時開示の観点からみた自社の特性に応じた適切な体制の整備を図るとともに、そうして整備された体制の中で、適時開示の観点からみた自社の特性を絶えず意識しつつ、実際の運用が行われることが適切であると考えます。 【適時開示に関わる特性の一例】 - 会社規模 - 拠点の地理的分散状況 - 事業の多角化の状況 - 事業の種類
ロ. 適時開示に関するリスク及びその原因となる事項の認識・分析	- 適時開示に関するリスク及びその原因となる事項の認識・分析を継続的に行うことも重要です。不適正な開示を行ったことにより、大きな損害を会社に発生させた事例が多数発生しており、また直接大きな影響がなくとも不適正な開示を繰り返すことにより、当該会社のディスクロージャーに対する信頼性や社会的な評価が下がるといった事態も考えられます。 - 適時開示に関するリスクそのものである不適正開示とそれによる影響については、影響の程度は別として、すべての上場会社に共通のものと捉えることができると考えられます。一方、その発生原因となる事項は、前述した開示に関する特性など各社の状況により、様々に異なります。 - したがって、不適正開示とそれによる影響、そして、その原因となる事項を十分に把握するとともに、継続的に分析することによって、適時開示に関するリスクを意識しつつ適時開示体制の整備を行う必要があると考え

検討項目	整備のポイント
	ます。

(2) 適時開示業務を執行する体制

適時開示業務を適時適切に執行する体制は、経営者が自社の様々な状況を踏まえて、さらに業務の実効性と効率性をも勘案して整備・運用していくものと考えられます。また、各社が様々な異なる環境にさらされていることを考慮すれば、その体制は各社によって異なるのが通常と思われます。しかしながら、上場会社である以上、一定水準の適時開示業務を執行する体制を整備する必要があります。

適時適切に開示業務を執行する体制を整備するにあたり「開示を担当する組織」と「開示手続」の整備という視点から体制整備のポイントを示します。ここで、開示を担当する組織は「自社で定めた開示手続を執行することが十分に可能な組織」である必要があり、開示手続についても「開示にあたり達成すべき一定の要点を達成することが十分に可能な手続」であることに留意すべきです。これらは密接不可分に結びついており、必ずしも明確に切り離すことができるわけではありませんが、説明をわかりやすくするために、このように区分しています。本書ではこの両面から体制整備のためのポイントを示します。

加えて、整備した適時開示業務を執行する体制の運用の実効性を確保するためには、適時開示体制を対象としたモニタリング制度の整備・運用も重要です。

① 開示担当組織の整備

開示担当部署の位置付け・役割あるいはその他の機関や部署の適時開示体制における役割と開示担当部署との関係が明確にわかるよう記載することが望ましいと考えられます。また、上場会社が適時開示業務にどの程度の経営資源を投入し、どのような体制で臨んでいるかを明らかにすることは、投資家がその会社の適時開示情報の信頼性を判断するうえで重要な事項と考えられます。

なお、適時開示に係る組織と手続は密接に関連することから、この記載にあたり、適時開示手続と一体で説明することも考えられます。この場合には、組織と手続のそれぞれの概要が明確にわかるように記載することが望ましいと考えられます。

本項目の記載内容としては、以下の事項が考えられます。

- ・ 開示を担当する組織の概要（組織名・人員数等）
- ・ 開示責任者（役職、役割等）
- ・ 開示に関する社内教育の状況
- ・ グループ会社における状況
- ・ 開示に関する規程の整備状況

検討項目	整備のポイント
イ. 開示担当部署の整備	・ 適時開示業務を執行する体制を整備するにあたっては、まず、開示業務を直接担当する部署及び人員を決定するとともに、責任者を定めることが通常と思われます。 ・ どのような組織や人員数で対応するかについては、適時開示に関する自社の特性やリスク、業務の効率性や業務に係るコストなどを勘案して経営者が整備するものと考えられます。しかし上場会社である以上、適時適切な開示は重要な責務であり、これを軽視することは認められません。開示担当部署の整備にあたっては適時適切な開示を十分に行えんと考えられる水準を満たすように整備を行っていくことが求められます。 （注）なお、上場会社においては、適時開示に関する名証からの照会に対する報告、その他の会社情報の開示に係る名証との連絡を掌る者として情報取扱責任者の届出を義務付けています。情報取扱責任者については、その役割の重要性等に鑑みて、各社の適時開示体制の中で適切に位置づけられることも重要です。
ロ. 全社的な対応体制	・ 適時開示に関して、全社的な対応体制を整備することも重要です。開示

検討項目	整備のポイント
	対象となる情報は社内外の各所で発生することから、開示対象情報の網羅的な収集のためには、適時開示業務を直接執行する開示担当部署(又は開示担当者)だけでなく、社内(グループ会社を含む。)の広範囲にわたって開示業務への協力体制を構築していくことが必要です。具体的には開示対象情報の収集担当者を社内各部署に設置することなどが考えられます。 また、何らかの形で開示担当部署以外の部署(又は人員)を開示業務に関与させることは、開示業務にあたっての多面的かつ総合的な判断を可能とするとともに、全社的に開示に対する意識を高めることにつながり、適時開示体制の有効性を高めることになると考えられます。具体的な施策としては、開示担当部署以外の複数部門の責任者等による協議体制を整備することや、開示業務に関与することを目的として、開示委員会などの任意の委員会を設置することなどが考えられます。この場合には、どのようなメンバー構成とするか、またどのような役割とするかも重要な事項となります。
ハ. 開示に関する教育	開示担当部署を定めるだけでなく、開示担当部署の担当者を含めた開示業務に関係する役職員の開示に関する知識・能力を充実・維持するため、開示に関する教育を行うことも重要です。どのように人員・組織を整備したとしても、適時開示制度に関する理解が浅ければ、開示業務の運用における有効性の確保は困難だからです。
ニ. 体制の整備の範囲	適時開示の対象となる子会社、親会社等に関する情報についても、上記のポイントを勘案して収集・把握できる体制を整備することが求められます。そのため、子会社、親会社等における体制整備と、上場会社と子会社・親会社等との連絡体制の整備が必要となります。

② 適時開示手続の整備

開示手続は、開示担当組織と並んで適時開示業務を執行する体制の中核とをなすものであり、開示手続の概要がよくわかるように、プロセス別、情報種類別あるいは図表を利用するなどして、また、開示手続上の要点と関連づけて説明することが望ましいと考えられます。

なお、開示担当組織と開示手続は密接に関連することから、この記載にあたり、一体で説明することも考えられます。ただ、その場合には、組織と手続のそれぞれの概要が明確にわかるように記載することが望ましいと考えられます。

検討項目	整備のポイント
イ. 開示手続と開示プロセス	- 開示業務の執行においては、開示の迅速性を十分に意識しつつ、開示対象となる情報を適切に識別して網羅的に収集し、適時開示等規則その他の関連諸法令・諸規則を遵守しつつ正確、明瞭かつ投資判断資料として十分な情報が記載された開示資料の作成を行い、社内適切なチェックや承認を確認したうえで会社としての公式な承認・決定等を行い、適切な時期に、投資者間の公平性等に留意しつつ公表することが求められます。 - 上場会社各社が具体的にどのような手続を採用するかは、各社の状況によって異なるものと考えられます。したがって、特定の手続が強制されるものではありませんが、上場会社である以上、適時適切な開示を十分に行える水準を確保できるよう、開示手続を整備する必要があると考えます。 - ここでは、開示手続について、必要な水準を確保するための要点を取り上げて、説明しています。なお、以下では、各社の記載を踏まえ、開示手続を業務の流れに沿って、① 情報収集プロセス、② 分析・判断プロセス、③ 公表プロセス に区分して説明します。情報収集プロセスは会社内で生成若しくは発生する開示対象情報を収集する過程です。分析・判断プロセスは情報収集プロセスで収集した情報について正確性等を確認したうえで開示資料を作成して公式な承認・決定等を実施する過

検討項目	整備のポイント
	程です。そして公表プロセスは、開示資料をT D n e t等で公表する過程です。
ロ. 開示対象情報の種類	適時開示等規則上の開示対象情報を大別すると ① 決定事実、② 発生事実、③ 決算情報 等に区分されます。開示手続は、これらの情報の種類によっても異なることが想定されますので、手続の整備にあたっては、これらのすべての情報を対象として体制を整備する必要があります。
ハ. 整備した手続の社内への周知徹底	整備した手続を社内へ周知徹底させるためには、明文化、マニュアル化、書面の配布なども有効です。また、開示担当部署や責任者等に関する定めと合わせて社内規程として整備することも考えられます。
ニ. 適時開示手続の要点	ここでは、適時開示を行う際に各プロセスにおいて達成すべき要点を取り上げています（要点の一覧は図表1－2参照）。どのような手続を選択する場合にも、これらの要点を効果的に達成できるよう、整備すべきです。なお、実際の手続の整備にあたっては、各プロセスにまたがり複数の要点を達成するように整備することも、効率性の観点から検討することが勧められます。
	① 情報収集プロセスにおける要点 a. 適時開示すべき情報を迅速に収集する（迅速性）。かつ、 b. 適時開示すべき情報を網羅的に収集する（網羅性）。 【要点の内容】 適時適切な情報開示にあたり、情報収集プロセスにおいては、社内各部署において、生成若しくは発生する情報を迅速かつ網羅的に収集して、開示担当部署に伝達されるように手続を整備する必要があります。また、緊急時の情報伝達経路や社内の正規のルート以外の情報伝達経路（内部通報制度等）を確保することも適当と考えられます。
	② 分析・判断プロセスにおける要点 c. 適時開示すべき情報を適時に開示できるように開示業務を管理する（適時性）。 d. 関連法令、適時開示等規則等を遵守して適時開示業務を実施する（適法性）。 e. 適時開示する情報の正確性を確保する（正確性）。 f. 情報の正確性や適法性に加えて、開示資料の内容の十分性、明瞭性等を確認したうえで、会社としての公式な承認・決定等を行う（公式性）。 【要点の内容】 分析・判断プロセスにおいては、情報収集プロセスにて収集した開示すべき情報の適法性、正確性を確保するとともに、開示資料を作成して、その内容が十分かつ明瞭であることなどを確認し、会社としての公式な承認・決定等を実施することが求められます。また、この業務においては適時開示を適切なタイミングで実施すること、開示資料の作成やその他の手続の実施に際して適時開示等規則その他の関連諸法令を遵守することに常に留意する必要があります。
	③ 公表プロセスにおける要点 公表プロセスにおいては、以下の点が重要です。 - 即時かつ同時に開示資料を投資者等に伝達する。 - 公表した開示資料が原本であることを確保する（実際に会社が提出したものであり、改ざん等がされないようにする）。 ※ 適時開示にはT D n e tシステムを利用することとされておりますが、同システムは上記の要点を満たすよう設計されています。 このほか、投資者の有用性を考慮すれば、これらに加えて以下の3

検討項目	整備のポイント
	点を考慮すべきです。 f. 情報の正確性や適法性に加えて、開示資料の内容の十分性、明瞭性等を確認したうえで、会社としての公式な承認・決定等を行う（公式性）。 g. 開示資料の公表にあたり、公平性に配慮する（公平性）。 h. 開示資料の公表にあたり、積極的に対応する（積極性）。 【要点の内容】 上記で挙げた要点は、開示資料の公表にあたり一部の投資者だけが有利とならないように配慮すること、また公表の際に投資者等にとって有用な情報を提供できるよう、明瞭かつ十分な情報の公表を行うこと、また開示後の照会等にも積極的に応じること、投資者にとって有用である情報であれば適時開示等規則で求められていなくても、積極的に公表を行うことなどを指しています。
ホ. 適時開示手続と密接に関連する他の社内手続との関連性	・ I R、インサイダー取引規制を遵守するための社内手続など、開示手続と非常に密接した社内手続があります。これらの手続は、それぞれの目的に照らして非常に重要な手続であり、また業務の効率性などを考慮して共通の部署で業務を実施する場合が実務上多いと思われます。一方で開示手続との目的の違いに留意し、それらをはっきりと認識したうえで、それぞれの目的をすべて一定の水準で達成できるように体制を整備・運用していく必要があります。

(3) 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

適時開示体制を対象としたモニタリングの重要性に鑑みると、モニタリング制度の整備状況について以下の点を記載することが望ましいと考えられます。

- ・ モニタリングを実施している組織の概要
- ・ 実施内容（実施の頻度、範囲等）

検討項目	整備のポイント
・ 整備した適時開示体制の運用の実効性を確保するためには、開示担当組織や開示手続が適切に機能しているかを確認するためのモニタリングが本来不可欠です。通常モニタリングとしては、以下の方法が考えられます。	
イ. 内部監査部門によるモニタリング	・ 内部監査部門によるモニタリングは、監査対象から独立した立場で適時開示体制が有効に整備・運用されているかどうか、また業務が適法に実施されているかどうか等について監査を行うとともに、欠陥が発見された際には改善提案等を実施することが期待されます。
ロ. 監査役・監査委員会によるモニタリング	・ 監査役・監査委員会によるモニタリングは、監査対象からだけでなく、経営者を含む業務執行機関から独立した立場でモニタリングを実施することが特に重要です。また、適時開示体制を対象としたモニタリングだけでなく、監査役・監査委員会に、日常的に開示情報が伝達されるようになっていることも、経営者の業務執行の監査の観点からは重要と考えられます。

以 上